

本学大学院を希望する受験者の皆様へ

千葉科学大学大学院危機管理学研究科危機管理学専攻修士課程医療マネジメントコースは令和4年2月7日に、雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練給付金の専門実践教育訓練として厚生労働大臣の指定を受けました。

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付制度とは、「一定の条件を満たした方」が住居所を管轄する公共職業安定所において手続きを行うことで、「受講者本人が専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の5割に相当する額を公共職業安定所から支給（訓練期間が2年の場合、上限80万円）」される制度です。

なお、教育訓練給付金の支給を受けようとする方は、受講開始日（下記に記載）より1か月前までに、ご本人の住居所を管轄する公共職業安定所において手続きを済ませる必要がありますので、詳細について早めに住居所を管轄する公共職業安定所にご相談いただきますく思います。

※入学金・授業料等が減額になった場合は、支給対象金額が異なります。

※同封の「専門実践教育訓練の給付金のご案内」をご確認いただき、不明な点は住居所を管轄する公共職業安定所にご相談ください。

記

1. 専門実践訓練講座名

危機管理学研究科危機管理学専攻修士課程医療マネジメントコース

2. 受講期間

令和6年9月16日～令和8年9月15日

3. 実施方法

通信制（一定のインターネットを活用した通信環境がなければ受講できない部分が含まれる講座）

4. 訓練期間

24か月

以上

【お問い合わせ先】

《入試について》

〒288-0025 千葉県銚子市潮見町 15-8

Tel: 0120-919-126 担当：入試広報部

《制度について》

住居所を管轄する公共職業安定所

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	危機管理学研究科危機管理学専攻修士課程医療マネジメントコース			
実施方法	通信 スクーリング(回数 年2回)			
指定講座番号	1210042-2210011-0			
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間	過去一 年の講 座実績	入講者数 (5人)	修了者数 (4人)
平成31年4月1日	令和7年3月31日まで			
訓練期間	24ヶ月		総訓練時間	— 時間
1. 教育訓練目標				
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		☐ 業務独占資格・名称独占資格 () ☐ 職業実践専門課程 () ☐ キャリア形成促進プログラム () ☐ 専門職大学院 () ☒ 職業実践力育成プログラム (保健) ☐ 情報通信技術関係資格 () ☐ 第四次産業革命スキル習得講座 () ☐ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 特になし		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		千葉科学大学大学院		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		共通基礎科目から総合危機管理特論Ⅰ(基盤)、リスク評価科目から医療政策学、医療管理概論、医療経済学、医療安全管理学、高齢医療、高度先進医療論、医療情報学、ロジカル・コミュニケーション概論、病院経営学、総合危機管理論、病院運営管理論、総合危機管理演習科目からロジカル・コミュニケーション演習、特別研究科目から課題研究を修得し、合計32単位以上を修得、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、特定の課題について研究成果の審査及び最終試験に合格すること。		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		・臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、その他医療技術の知識があり医療機関に従事する者 ・臨床検査技師・診療放射線技師・臨床工学技士等の医療系国家資格保持者をはじめ、医療機関に従事する者が、保健、医療、福祉に関する幅広い問題に対して的確に対応できる医療機関でのリーダーとして活用される。		
2. 教育訓練の内容				
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名	
別紙大学院要覧カリキュラム表参照		—	—	
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)				
①受講するに当たって必要な実務経験等		臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、その他医療技術の知識があり医療機関での実務経験がある者 千葉科学大学大学院危機管理学研究科修士課程医療マネジメントコースの出願資格に該当し、当該研究科の入学試験に合格した者 危機管理を必要とするフィールド(分野)で実務経験を有する社会人で、以下の出願資格を満たす者 (1) 大学を卒業した者。 (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者。 (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。 (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者。 (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学日本校)を修了した者。 (6) 指定された専修学校の専門課程(文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧)を修了した者。 (7) 旧制学校等を修了した者。(昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第1号) (8) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者。(昭和28年文部省告示第5号第5号～第12号、昭和30年文部省告示第39号第2号) (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者。 (10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学省が定めるものを含む)であって、大学院の定める単位を優秀な成績で習得したと認めた者。 (11) 医療系の短期大学、専修学校、各種学校等を卒業・修了し、本専攻において、資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達した者。 (12) その他大学院において個別の入学資格審査により認めた者で、22歳に達した者。		
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準				
③その他		特になし		
〔特記事項〕				
特になし				

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	4	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	4	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	4	人	受験率(③/②)	100.0	%
④ ③のうち合格者数	4	人	合格率(④/③)	100.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	3	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	1	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	28.0	%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	4	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	4	人	②A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	②B: 非就業者計	
	4 非就業	0	人		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人		
	3 社内外の評価が高まる	1	人		
	4 円滑な転職に役立つ	0	人		
	5 趣味・教養に役立つ	2	人		
	6 その他の効果	1	人		
	7 特に効果はない	0	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人		
	4 趣味・教養に役立つ	0	人		
	5 その他の効果	0	人		
	6 特に効果はない	0	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	0	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	0	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	4	人		
	3 どちらとも言えない	0	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

—

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	課題研究審査及び最終試験
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	実施場所: 千葉科学大学 時期・回数: 春(1泊2日)、夏(2泊3日程度)

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)		全ての動画を受講(視聴)し、各回受講(視聴)後の小テストをクリアすること。 また、スクーリングに必ず出席すること。	
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法		各回受講(視聴)後の小テスト及び最終課題(試験)	
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)		大学院に2年以上在学し、必修科目及び指定する科目を合計32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、特定の課題について研究成果の審査及び最終試験に合格すること。	
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法		課題研究審査及び最終試験	
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		メールにて質問を随時受け付け、チューターや指導教員が個別指導を行う。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人材情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		本学就職支援課の求人検索システムにより、web上で求人情報が確認できる。 また、キャンパス内においては、就職支援課による就職へのバックアップ体制が整っている。	
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人 加計学園 (代表者名: 加計 役)		
住所及び連絡先	岡山県岡山市北区理大町1番1号 TEL 086-256-8403		
施設名称及び施設長名	千葉科学大学大学院 (施設長: 東 祥三)		
住所及び連絡先	千葉県銚子市潮見町3番 TEL 0479-30-4500		
苦情受付者	氏名 寺本 道彦 所属 入試広報部	事務担当者	氏名 川本 幸治 所属 学務運営部
連絡先	TEL 0120-919-126	連絡先	TEL 0479-30-4517
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		1,800,000 円
支払い方法	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		200,000 円
① 一括払			
② 分割払			
③ 両方可	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		第1期 第2期 第3期 第4期 第5期 第6期 1,600,000 円 400,000 円 400,000 円 400,000 円 0 円 0 円 (うち、必須教材費 0 円)
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		300,000 円
	① 任意の教材費(税込額)		0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		0 円
	③ 施設維持費(税込額)		300,000 円
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税		0 円
	3. 総額 (1+2) (税込額)		2,100,000 円

危機管理学研究科 危機管理学専攻

修士課程

科目区分	授業科目	開講期（必修◎／選択○）				単位数	授業形態			備考
		1年次		2年次			講義	演習	実験実習	
		春	秋	春	秋					
共通基礎科目	総合危機管理特論Ⅰ（基盤）	◎				4	●			医療マネジメントコース以外の者は〔共通基礎科目〕から3科目12単位以上修得すること
	総合危機管理特論Ⅱ（環境・動物）	○				4	●			
	総合危機管理特論Ⅲ（災害・社会）	○				4	●			
	総合危機管理特論Ⅳ（医療技術）	○				4	●			
リスク評価科目	表層地質環境特論	○		(○)		2	●			医療マネジメントコース以外の者は〔リスク評価科目〕から3科目6単位以上修得すること
	水環境・化学物質リスク特論		○		(○)	2	●			
	生命環境特論	○		(○)		2	●			
	産業災害特論		○		(○)	2	●			
	火災・爆発特論	○		(○)		2	●			
	災害心理特論		○		(○)	2	●			
	健康危機管理特論	○		(○)		2	●			
	医療危機管理特論		○		(○)	2	●			
	流体科学特論		○		(○)	2	●			
	地球環境教育特論		○		(○)	2	●			
	情報危機管理特論		○		(○)	2	●			
	社会リスク評価特論	○		(○)		2	●			
	交通輸送危機管理特論	○		(○)		2	●			
	動物危機管理特論	○		(○)		2	●			
医療マネジメント科目	医療政策学	○				2	●			医療マネジメントコースは〔医療マネジメント科目〕のすべての科目を修得すること
	医療管理概論	○				2	●			
	医療経済学	○				2	●			
	医療安全管理学			○		2	●			
	高齢医療			○		2	●			
	高度先進医療論			○		2	●			
	医療情報学	○				2	●			
	ロジカル・コミュニケーション概論	○				1	●			
	病院経営学	○				2	●			
	総合危機管理論	○				2	●			
	病院運営管理論	○				2	●			
総合危機管理演習科目	総合危機管理演習Ⅰ（環境・動物）	(○)		○		4		●		医療マネジメントコース以外の者は〔総合危機管理演習科目〕から1科目4単位以上修得すること 医療マネジメントコースは〔総合危機管理演習科目〕からロジカル・コミュニケーション演習を修得すること
	総合危機管理演習Ⅱ（災害・社会）	(○)		○		4		●		
	総合危機管理演習Ⅲ（医療技術）	(○)		○		4		●		
	総合危機管理演習Ⅳ（応用）	(○)		○		4		●		
	ロジカル・コミュニケーション演習	○				3		●		
特別研究科目	特別研究	○				10		●	●	医療マネジメントコース以外の者は〔特別研究科目〕から特別研究を修得すること
	課題研究			○		4		●		医療マネジメントコースは〔特別研究科目〕から課題研究を修得すること

（修了要件）

備考欄の要件を満たし、合計32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題について研究成果の審査及び最終試験に合格すること

危機管理学研究科 危機管理学専攻 修士課程 研究目的別履修モデル

研究モデルA：環境分野

科 目 名		開講年次	単位数	履修合計
共通基礎科目	総合危機管理特論Ⅰ（基盤）	1	4	32単位
	総合危機管理特論Ⅱ（環境・動物）	1	4	
	総合危機管理特論Ⅲ（災害・社会）	1	4	
選択科目 （リスク評価科目）	生命環境特論	1・2	2	
	表層地質環境特論	1・2	2	
	産業災害特論	1・2	2	
選択科目（演習）	総合危機管理演習Ⅰ（環境・動物）	1・2	4	
特別研究科目	特別研究	1～2	10	

研究モデルB：動物分野

科 目 名		開講年次	単位数	履修合計
共通基礎科目	総合危機管理特論Ⅰ（基盤）	1	4	32単位
	総合危機管理特論Ⅱ（環境・動物）	1	4	
	総合危機管理特論Ⅲ（災害・社会）	1	4	
選択科目 （リスク評価科目）	動物危機管理特論	1・2	2	
	生命環境特論	1・2	2	
	健康危機管理特論	1・2	2	
選択科目（演習）	総合危機管理演習Ⅰ（環境・動物）	1・2	4	
特別研究科目	特別研究	1～2	10	

研究モデルC：災害分野

科 目 名		開講年次	単位数	履修合計
共通基礎科目	総合危機管理特論Ⅰ（基盤）	1	4	32単位
	総合危機管理特論Ⅲ（災害・社会）	1	4	
	総合危機管理特論Ⅱ（環境・動物）	1	4	
選択科目 （リスク評価科目）	火災・爆発特論	1・2	2	
	流体科学特論	1・2	2	
	交通輸送危機管理特論	1・2	2	
選択科目（演習）	総合危機管理演習Ⅱ（災害・社会）	1・2	4	
特別研究科目	特別研究	1～2	10	

研究モデルD：社会分野

科 目 名		開講年次	単位数	履修合計
共通基礎科目	総合危機管理特論Ⅰ（基盤）	1	4	32単位
	総合危機管理特論Ⅲ（災害・社会）	1	4	
	総合危機管理特論Ⅱ（環境・動物）	1	4	
選択科目 （リスク評価科目）	産業災害特論	1・2	2	
	社会リスク評価特論	1・2	2	
	災害心理特論	1・2	2	
選択科目（演習）	総合危機管理演習Ⅱ（災害・社会）	1・2	4	
特別研究科目	特別研究	1～2	10	

研究モデルE：医療技術分野

科 目 名		開講年次	単位数	履修合計
共通基礎科目	総合危機管理特論Ⅰ（基盤）	1	4	32単位
	総合危機管理特論Ⅳ（医療技術）	1	4	
	総合危機管理特論Ⅱ（環境・動物）または 総合危機管理特論Ⅲ（災害・社会）	1	4	
選択科目 （リスク評価科目）	健康危機管理特論	1・2	2	
	医療危機管理特論	1・2	2	
	生命環境特論	1・2	2	
選択科目（演習）	総合危機管理演習Ⅲ（医療技術）	1・2	4	
特別研究科目	特別研究	1～2	10	

研究モデルF：専修免許状

科 目 名		開講年次	単位数	履修合計
共通基礎科目	総合危機管理特論Ⅰ（基盤）	1	4	38単位
	総合危機管理特論Ⅱ（環境・動物）	1	4	
	総合危機管理特論Ⅲ（災害・社会）	1	4	
選択科目 （リスク評価科目）	表層地質環境特論	1・2	2	
	生命環境特論	1・2	2	
	火災・爆発特論	1・2	2	
	流体科学特論	1・2	2	
	地球環境教育特論	1・2	2	
	動物危機管理特論	1・2	2	
	総合危機管理演習Ⅰ（環境・動物）	1・2	4	
特別研究科目	特別研究	1～2	10	

危機管理学研究科 危機管理学専攻 修士課程 研究目的別履修モデル

研究モデルG：医療マネジメントコース

科目名		開講年次	単位数	履修合計
共通基礎科目	総合危機管理特論Ⅰ（基盤）	1	4	32単位
リスク評価科目	医療政策学	1	2	
	医療管理概論	1	2	
	医療経済学	1	2	
	医療安全管理学	2	2	
	高齢医療	2	2	
	高度先進医療論	2	2	
	医療情報学	1	2	
	ロジカル・コミュニケーション概論	1	1	
	病院経営学	1	2	
	病院運営管理論	1	2	
	総合危機管理論	1	2	
総合危機管理演習科目	ロジカル・コミュニケーション演習	1～2	3	
特別研究科目	課題研究	2	4	

危機管理学研究科 危機管理学専攻 博士課程 研究目的別履修モデル

研究モデルA：環境・動物分野

科目名		開講年次	単位数	履修合計
危機管理基盤科目	総合危機管理学特別講義	1～2	2	24単位
危機管理主要科目	総合危機管理学ゼミナールⅠ（対策論）	1～2	2	
	総合危機管理学ゼミナールⅡ（環境・動物）	1～2	4	
	総合危機管理学ゼミナールⅢ（災害・社会）	1～2	4	
特別研究科目	特別研究	2～3	12	

研究モデルB：災害・社会分野

科目名		開講年次	単位数	履修合計
危機管理基盤科目	総合危機管理学特別講義	1～2	2	24単位
危機管理主要科目	総合危機管理学ゼミナールⅠ（対策論）	1～2	2	
	総合危機管理学ゼミナールⅢ（災害・社会）	1～2	4	
	総合危機管理学ゼミナールⅡ（環境・動物）	1～2	4	
特別研究科目	特別研究	2～3	12	

研究モデルC：医療技術分野

科目名		開講年次	単位数	履修合計
危機管理基盤科目	総合危機管理学特別講義	1～2	2	24単位
危機管理主要科目	総合危機管理学ゼミナールⅠ（対策論）	1～2	2	
	総合危機管理学ゼミナールⅣ（医療技術）	1～2	4	
	総合危機管理学ゼミナールⅡ（環境・動物）	1～2	4	
特別研究科目	特別研究	2～3	12	

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

キャリアアップ・キャリアチェンジを目指す労働者の皆さまへ

教育訓練給付制度のご案内

教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座

対象の教育訓練は、**約15,000講座**。

具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。



オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができます。

教育訓練 検索

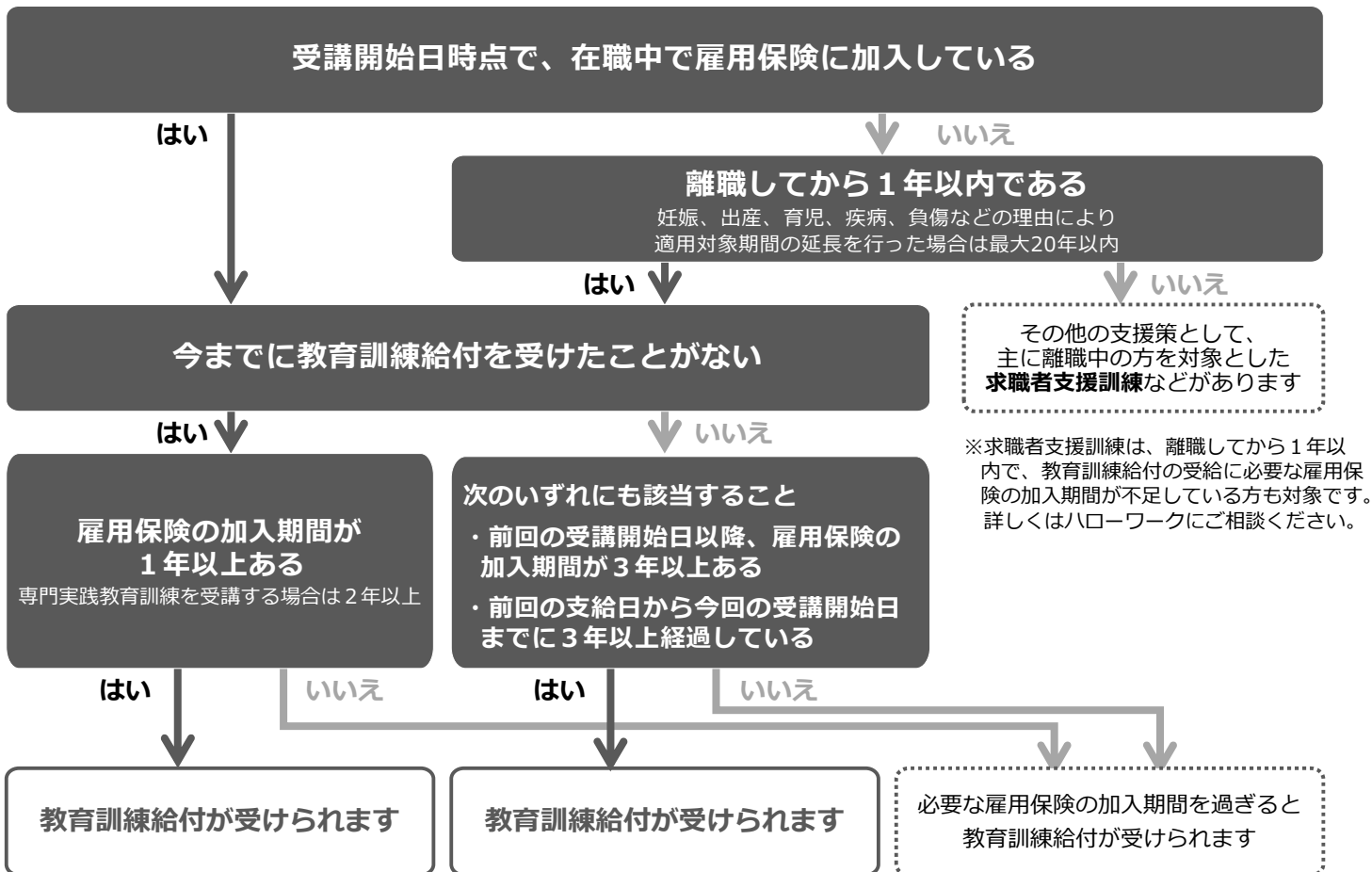
検索

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の 70% [年間上限56万円] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、 歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など デジタル関係の講座 ・ITSSLレベル3相当以上のIT関係資格取得講座 ・第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） 大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程 ・専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院 など） ・職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など 専門学校の課程 ・職業実践専門課程（文部科学大臣認定） ・キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
特定一般教育訓練 受講費用の 40% [上限20万円] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、 大型自動車第一種・第二種免許 など デジタル関係の講座 ・ITSSLレベル2相当以上の情報通信資格の取得を目標とする講座 など
一般教育訓練 受講費用の 20% [上限10万円] を受講者に支給	資格の取得を目標とする講座 ・輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）、 介護福祉士実務者養成研修、介護職員初任者研修、税理士、 社会保険労務士、Webクリエイター、CAD利用技術者試験、 TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など 大学院などの課程 ・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

給付条件

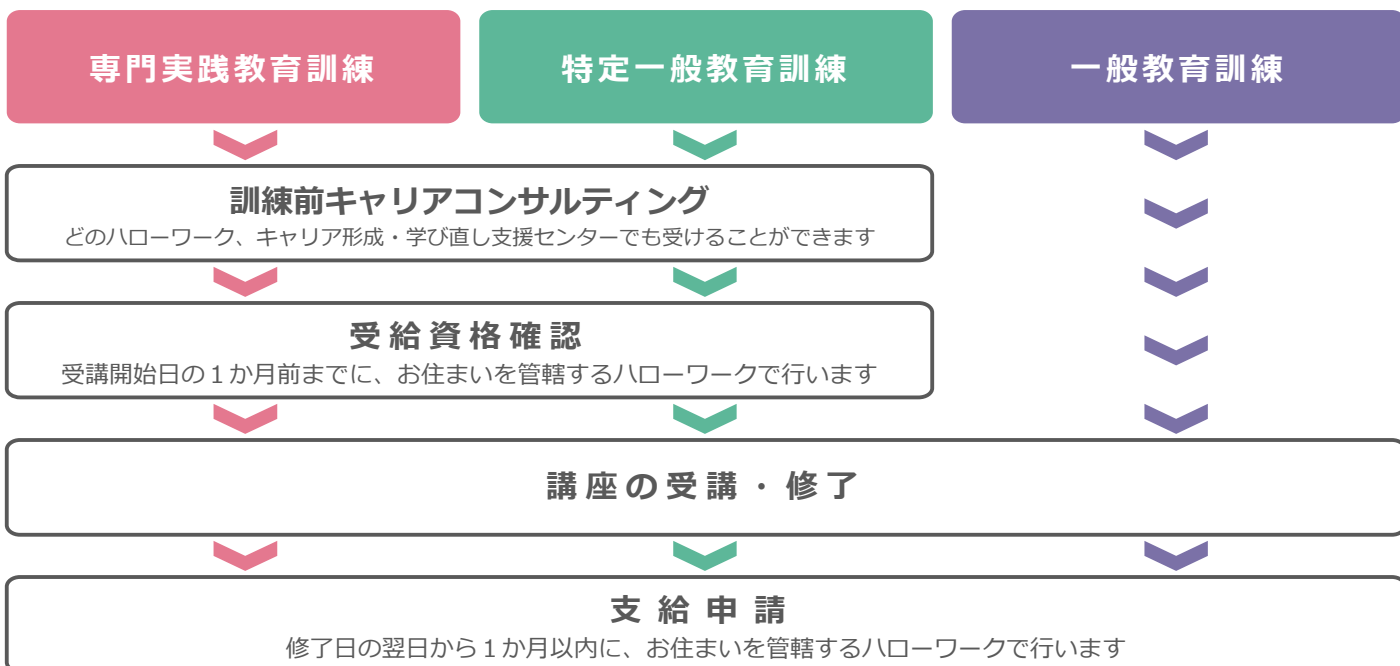
教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き



お問い合わせ

給付条件や手続きの詳しい内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html



専門実践教育訓練の給付金のご案内

「専門実践教育訓練給付金」と「教育訓練支援給付金」の申請手続き

専門実践教育訓練での「教育訓練給付金」制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（※）（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、このリーフレットにおいて同じです。

専門実践教育訓練での「教育訓練支援給付金」制度とは

専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給される方のうち、昼間通学制の専門実践教育訓練を受講しているなど、一定の要件を満たした方が**失業状態**にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の日額の80%に相当する額（※）をハローワークから支給する制度です。

※ 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金は、雇用保険の基本手当の日額の50%に相当する額になります。

専門実践教育訓練では、業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする講座、専門学校での職業実践専門課程、専門職大学院など、中長期的なキャリア形成を支援する講座を厚生労働大臣が指定しています（4ページ参照）。

指定内容は、『厚生労働大臣指定専門実践教育訓練講座一覧』としてまとめています。

お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの教育訓練給付制度 厚生労働大臣教育訓練講座検索システム（https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza）でもご覧になれます。

教育訓練給付制度

検索

<ご注意>

支給申請は正しく行ってください。偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金や教育訓練支援給付金の支給を受けたり、受けようとした場合は、教育訓練給付金や教育訓練支援給付金を受けることができなくなり、**不正に受給した金額の返還に加えて返還額の2倍の金額の納付**を命じられ、**詐欺罪**として**刑罰に処せられる**ことがあります。

また、不正の行為があるにもかかわらず、ハローワークからの教育訓練給付についての**調査・質問に虚偽の陳述をした場合は納付命令の対象**となることがあります。

不正受給した受講開始日前の被保険者であった期間もなかったものとみなされるので、以後一定期間は他の教育訓練の受講についても教育訓練給付金を受けることができなくなります。

また、教育訓練支援給付金も要件を満たさなくなるので、支給は受けられなくなります。

教育訓練講座の運営等について不審な事案を発見した場合は、最寄りのハローワークに通報・ご相談ください。



1. 「専門実践教育訓練給付金」の概要

＜支給対象者＞

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方

① 雇用保険の被保険者

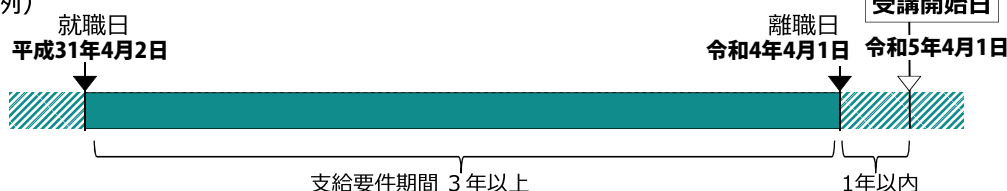
専門実践教育訓練の受講を開始した日（以下「**受講開始日**」*¹という）に雇用保険の被保険者の方のうち、**支給要件期間***²が3年以上*ある方

② 雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（**適用対象期間の延長***³が行われた場合には最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上*ある方

※ 上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が2年以上あれば可（平成26年10月1日前に教育訓練給付を受給した場合は、その受給に係る受講開始日から今回の受講開始日までに、通算して2年以上の被保険者期間が必要）。

(例)



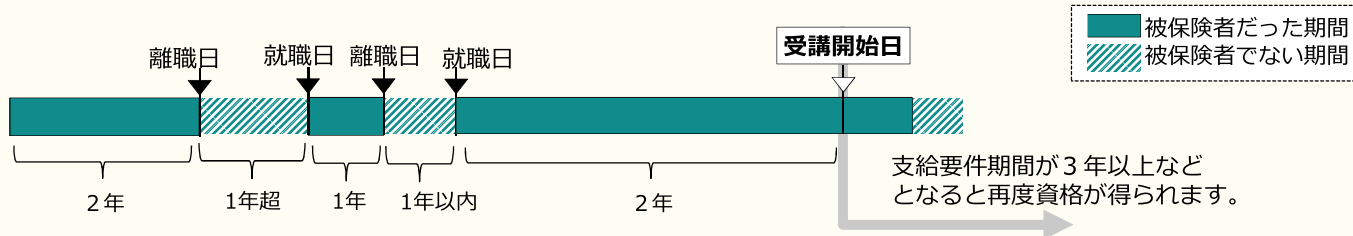
*1 受講開始日とは

- ◆ 受講開始日とは、通学制の場合は教育訓練の所定の開講日（必ずしも本人の出席1日目とならないこともあります。）、通信制の場合は教材などの発送日で、いずれも指定教育訓練実施者が証明する日であり、厚生労働大臣指定期間内であることが必要です。
- ◆ 受給資格の可否を決める重要な日付なので、十分注意を払い、受講の申込みは余裕をもって行ってください。

*2 支給要件期間とは

- ◆ 支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者等（一般被保険者、高年齢被保険者または短期雇用特例被保険者）として雇用された期間をいいます。
- ◆ この被保険者資格を取得する前に、他の事業所などに雇用されるなどで被保険者等だったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、この被保険者等であった期間も通算します。

(例) 次の場合の支給要件期間は、2年と1年を通算して3年となります。



- ◆ また、過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者等だった期間は通算しません。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上とならないと、新たな資格が得られないことになります。また、このことから、同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行うことはできません。
- ◆ 上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過していることが必要です。

*3 適用対象期間の延長とは

- ◆ 受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、疾病、負傷などの理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、当該被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）を、その受講を開始できない日数分（最大19年まで）、延長することができます。
- ◆ ハローワークで配布する「教育訓練給付適用対象期間延長申請書」用紙に必要事項を記入し、本人来所、代理人、郵送のいずれかの方法によって、原則本人の住所を管轄するハローワークに提出してください。
なお、この提出は、妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により30日以上対象教育訓練の受講を開始できなくなった日の翌日以降、早期に行っていただくことが原則ですが、延長後の適用対象期間の最後の日までの間であれば、提出は可能です。

<ご注意>

受給資格確認前までに訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受けなければ、「専門実践教育訓練給付金」は受けられません。

<支給額>

専門実践教育訓練を受給している間と、修了した場合、下欄の額をハローワークから支給します。

	専門実践教育訓練 の受講中	専門実践教育訓練 の修了後
支給額 (受講者が支払った教育 訓練経費*4×右欄の割 合)	50% [ただし、4千円を超える場合。] 120万円を超える場合:120万円]	資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年 以内に被保険者として雇用された場合 70% [ただし、4千円を超える場合。] 168万円を超える場合:168万円 すでに支給した左欄の額との差 額が追加支給されます。]

※ 専門実践教育訓練の受講中に支給される給付金の上限額120万円は訓練期間が3年間の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額です。訓練期間が1年の場合40万円、2年の場合80万円の上限額となります。

また、専門実践教育訓練の修了後に支給される給付金の168万円についても、訓練期間が3年の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額となります。訓練期間が1年の場合56万円、2年の場合は112万円の上限額となります。

※ 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給額は、教育訓練経費の40%（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、60%）となります。

また、支給の上限額は、年間32万円（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、年間48万円）となります。

※ 10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給した専門実践教育訓練の受講開始日（平成29年12月31日以前の受講開始日を含む。）を起点として、10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練給付金の合計額は、168万円が限度となります。

※ 法令上最短4年の専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）を受講している方については、3年目受講終了時に、専門実践教育訓練給付の10年間における支給上限額168万円（40万円+16万円）×3に4年目受講相当分として上限56万円（40万円+16万円）を上乗せされます。

ただし、既に専門実践教育訓練を受講したことがある方（法令上最短4年の専門実践教育訓練の受講開始日前10年以内の期間に、別の専門実践教育訓練を受講したことがある方）又は、法令上最短4年の専門実践教育訓練の3年目の受講が終了した際に、3年目の後期の賃金に基づき算出する賃金日額が、基本手当の賃金日額の50%（3年目の後期の支給単位期間の末日において60歳から64歳の者については45%）屈折点における額以上である方（高収入の在職者）については、給付上限上乗せの対象外となります。

*4 教育訓練経費とは

◆ 専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、申請者本人が教育訓練実施者に対して支払った入学科と受講料の合計をいい、検定試験の受験料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加のための費用、学債など将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費、パソコンなどの器材の費用、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額などについては含まれません。

また、事業主などが申請者に対して教育訓練の受講に伴い手当などを支給する場合でも、その手当などのうち明らかに入学科または受講料以外に充てられる額を除き、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。

なお、上記の受験料、受講者に対して現金還付が予定されている費用、手当などの有無やその内容については、後日ハローワークにより調査を行い確認させていただくことがあります。

◆ 割引制度などが適用された場合は、割引後の額が教育訓練経費となります。

◆ 教育訓練施設、販売代理店等、事業所等から教育訓練経費の一定額の還付が予定されている場合（現金だけでなくパソコンの無償提供などを含む）は、この還付予定額を差し引いて申告する必要があります。

2. 専門実践教育訓練の対象となる講座

1. 業務独占資格*1・名称独占資格*2の取得を訓練目標とする養成施設の課程*3

〔訓練期間は原則1年以上3年以内で、当該資格の取得に必要な最短の期間（人材開発統括官の定める1年未満の養成課程、取得に必要な最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む）〕

＜対象となる資格の例＞

看護師、介護福祉士、美容師、調理師、保育士、歯科衛生士、はり師、社会福祉士、准看護師、柔道整復士、栄養士、精神保健福祉士、助産師、理容師 など

*1 資格を持たずに業務を行うことが法令で禁止されている資格

*2 資格がなくても業務を行うことはできるが、その名称の使用は法令で禁止されている資格

*3 養成施設の課程とは、国や地方公共団体の指定などを受けて実施される課程で、

①訓練修了で公的資格を取得 ②公的資格試験の受験資格を取得 ③公的資格試験の一部免除が可能になる課程

*4 必置資格（事業所などで管理監督者などとして有資格者の配置が義務づけられている資格）は、上記*1や*2の定義にある法令上の禁止規定がない場合にはこれらの資格に該当しないため、専門実践教育訓練給付制度の対象講座にはなりません

2. 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム

〔職業実践専門課程については訓練期間が2年、キャリア形成促進プログラムについては専門課程は訓練期間が1年以上2年未満、特別の課程は訓練時間が120時間以上かつ訓練期間が2年未満〕

専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものとして文部科学大臣が認定した課程

3. 専門職大学院

〔訓練期間は2年または3年以内〕

高度専門職業人の養成を目的とした課程

4. 職業実践力育成プログラム

〔訓練期間は正規の課程は1年以上2年以内、特別の課程は訓練時間が120時間以上かつ訓練期間が2年以内〕

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラムのうち、社会人や企業などのニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定した課程

5. 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

〔訓練時間は120時間以上（ITスキル標準レベル4相当以上のものに限り30時間以上）かつ訓練期間が2年以内〕

情報通信技術関係の資格のうち、ITスキル標準について、要求された作業を全て独力で遂行することができるとされているレベル3相当以上の資格の取得を目標とした課程

6. 第四次産業革命スキル習得講座

〔訓練時間は30時間以上かつ訓練期間が2年以内〕

高度IT分野等、将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野に関する社会人向けの専門的・実践的な教育訓練講座（ITスキル標準レベル4相当以上）として経済産業大臣が認定した課程

7. 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程

〔専門職大学の正規課程・大学の専門職学科：4年以内、専門職短期大学の正規課程・短期大学の専門職学科：3年以内〕

学校教育法に基づく専門職大学もしくは専門職短期大学の正規課程、大学設置基準に基づき大学に設置された専門職学科の課程、短期大学設置基準に基づき短期大学に設置された専門職学科の課程

3. 専門実践教育訓練の「教育訓練給付金」の支給申請手続

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の手続きは、訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードを作成したあと※、ハローワークなどで配布する『教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票』とジョブ・カードをハローワークへ提出します。この手続きは、原則として、受講開始日の1か月前までに行う必要があります（支給を受けるための支給申請は、別途手続きが必要）。

これら書類の提出は、原則本人の住所を管轄するハローワークに対して行います。

手続きは、疾病または負傷、在職中であることを理由にハローワークへの来所が困難である、その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人または郵送によって行うことはできません。

このやむを得ない理由のために支給申請期間内にハローワークに来所することができない場合に限り、その理由を記載した証明書などを添付のうえ、代理人（本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した「委任状」が必要）または郵送により提出することができます。

※ 訓練対応キャリアコンサルタントとは中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修を受けるなど一定の要件を満たしたキャリアコンサルタントのことです。訓練対応キャリアコンサルタントの所在については、最寄りのハローワークへお尋ねください。

<ご注意>

やむを得ない理由があると認められるかどうか、また必要な証明書などについては、事前に本人の住居所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

<受講前の提出書類>

①教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（ハローワーク等で配布）

※教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票にはマイナンバーの記載が必要です。

②上記のジョブ・カード（受講開始前1年以内に訓練前キャリアコンサルティングを受けたもの）

③本人・住所確認書類として、運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、マイナンバーカード

これらをお持ちでない方は、次の(1)～(3)のうち、異なる2種をお持ちください（コピー不可）。

(1)住民票記載事項証明書（または住民票の写し・印鑑証明書）(2)国民健康保険証（健康保険被保険者証）

(3)官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真付き）

郵送の場合は、本人・住居所確認書類のコピーを添付してください。

④-1 個人番号（マイナンバー）確認書類

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです（コピー不可）。

郵送の場合は、書留等の記録付郵便により、個人番号（マイナンバー）確認書類のコピーを添付してください。

④-2 身元（実在）確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、官公署が発行する身分証明書・資格証明書（写真付き）などです（コピー不可）。

郵送の場合は、身元（実在）確認書類のコピーを添付してください。

⑤写真2枚（6か月以内の写真、正面上三分身、縦3.0cm×横2.4cm）

⑥払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（一部の金融機関を除く）

（郵送の場合は、金融機関名、支店名、口座番号、申請者氏名がわかる面のコピー）

「払渡希望金融機関指定届（「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」に記載欄あり）」に払渡先希望金融機関等を記載。なお、雇用保険の基本手当受給資格者等で、すでに「払渡先希望金融機関指定届」を届けている方は、届け出の必要はありません。

令和4年10月1日以降に手続を行う場合、マイナポータルに公金受取口座を登録している方については、その口座を指定することもできます（公共職業安定所に個人番号を届け出ておく必要があります）。

⑦専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告

（過去に専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付を受給したことがある場合に必要です）

⑧郵送による申請（やむを得ない理由があると認められた場合に限り）の場合は、証明書などの添付書類

※適用対象期間の延長措置を受ける場合には、「教育訓練適用対象期間延長申請書」を提出してください。

<支給申請者と支給申請先>

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が受講中と受講修了後、原則本人の住居所を管轄するハローワークに対して、下記の書類を提出することによって行います。

支給申請書の提出は、受講前の手続きと同様に、疾病または負傷、在職中であることを理由にハローワークへの来所が困難であるなど、やむを得ない理由があると認められない限り、代理人または郵送によって行うことができません。

<支給申請の提出書類>

①教育訓練給付金の受給資格者証（教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証）

（受講開始前の手続き後にハローワークから交付）

②教育訓練給付金支給申請書

教育訓練の受講中と受講修了後、指定教育訓練実施者が用紙を配布します。

「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」は必ずお読みください。

③受講証明書または専門実践教育訓練修了証明書

指定教育訓練実施者が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練修了の見込みまたは修了を認定した場合に発行します。

④領収書

指定教育訓練実施者が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行します。なお、クレジットカードなどによる支払いの場合は、クレジット契約証明書(または必要事項が付記されたクレジット伝票)が発行されます。受領した場合は、支給申請時に添付できるよう、保管しておいてください。

⑤返還金明細書

「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された(される)場合に、指定教育訓練実施者が発行します。

⑥教育訓練経費等確認書

⑦専門実践教育訓練給付最終受給時報告

(専門実践教育訓練に係る最後の支給単位期間について教育訓練給付の支給を受けようとする場合に必要です)

⑧専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告

(専門実践教育訓練修了後、資格取得等したことにより支給申請した場合に必要です)

⑨資格取得等したことにより支給申請する場合は、資格取得等を証明する書類

⑩郵送による申請(やむを得ない理由があると認められた場合に限り)の場合は、証明書などの添付書類

<支給申請の時期>

- ◆ 専門実践教育訓練を受講中は、受講開始日から6か月ごとの期間(支給単位期間)の末日の翌日から起算して1か月以内が支給申請期間です。

専門実践教育訓練を受講修了したときは、受講修了日の翌日から起算して1か月以内が支給申請期間です。やむを得ない理由があると認められ、郵送により支給申請を行う場合は、いずれも1か月以内の消印日までです。

- ◆ 専門実践教育訓練受講修了後、受講した専門実践教育訓練が目標としている資格を取得等し、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合に追加給付を受けるための支給申請期間は、雇用された日の翌日から起算して1か月以内

(被保険者として雇用されている方は、専門実践教育訓練を修了し、かつ、資格取得等した日の翌日から1か月以内)

4.支給要件照会

<支給要件照会とは>

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始(予定)日現在における、専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給資格の有無と、さらに、受講を希望する専門実践教育訓練講座が専門実践教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けているかどうかについて、ハローワークに照会することができます。

受講開始(予定)日現在で、被保険者資格の喪失日から1年以内かどうか、支給要件期間が3年(初回の方は2年)あるかどうか明らかでない方は、この照会によってあらかじめ確認してください。

<支給要件照会の方法>

ハローワークや教育訓練施設で配布する、「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入し、本人来所、代理人、郵送のいずれかの方法によって、本人の住所を管轄するハローワークに提出してください。その際、本人・住所の確認できる書類(運転免許証、住民票の写し、雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑証明書のいずれか。いずれもコピー可)を添付してください。代理人の場合は、さらに委任状が必要です。また、電話による照会はトラブルのもとになるおそれがあるので行いません。照会結果は、「教育訓練給付金支給要件回答書」によってお知らせします。

<ご注意>

支給要件照会を行った場合でも、教育訓練給付金の支給を受けるためには、改めて支給申請の手続きを行うことが必要です。また、支給要件照会を行わなくても支給申請は可能です。

支給要件照会を行った際の受講開始(予定)日と実際の受講開始日が異なる場合や、受講開始(予定)日を将来の日付で照会した後に、離職などによって被保険者資格に変動がある場合は、照会結果の内容のとおりにならない場合がありますので十分注意してください。

<雇用保険基本手当受給者の方はご注意ください>

失業の認定日は、教育訓練講座(昼間の通学制の場合など)の受講日と重なった場合でも、受講日の変更が困難な場合以外は他の日に変更されませんのでご注意ください。

詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

5. 「教育訓練支援給付金」の概要

<支給対象者>

専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち以下の条件を満たした方が**失業状態**にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、「教育訓練支援給付金」を支給します。

- ①P2 1. ②の専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給資格があること（適用対象期間の延長を行った方については、一般被保険者資格を喪失した日以降 1 年間に対象教育訓練の受講を開始できない日数分、延長することができるが、その場合も一般被保険者資格を喪失した日以降、最大 4 年以内に受講開始日があること）

※P2 1. ①の方は対象になりません。

- ②専門実践教育訓練を修了する見込みがあること
③専門実践教育訓練の受講開始時に45歳未満であること
④受講する専門実践教育訓練が通信制または夜間制ではないこと
⑤受給資格確認時に一般被保険者ではないこと。また、一般被保険者ではなくなった後、短期雇用特例被保険者または日雇労働被保険者になっていないこと
⑥会社などの役員に就任していないこと（活動や報酬がない場合はハローワークで要確認）
⑦自治体の長に就任していないこと
⑧今回の専門実践教育訓練の受講開始日前に教育訓練支援給付金を受けたことがないこと
⑨教育訓練給付金を受けたことがないこと（平成26年10月1日前に受けたことがある場合は例外あり）
⑩専門実践教育訓練の受講開始日が令和7年3月31日以前であること
（注）受講開始日において一般被保険者である場合、「教育訓練支援給付金」は受けられません。

<1日当たりの支給額>

教育訓練支援給付金の日額は、原則として離職される直前の6か月間に支払われた賃金額から算出された基本手当の日額に相当する額の80%になります。

基本手当の日額は、原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計金額を、180で割った金額（賃金日額）のおよそ80%～45%になります。（基本手当の日額については、別途上限が定められています。）

※平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の日額は、基本手当の日額に相当する額の50%になります。

<給付金を受けられる期間>

教育訓練支援給付金は、原則として、専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している間はその教育訓練が終了するまで給付を受けることができます。

この期間内の失業の状態にある日について、教育訓練支援給付金の支給を受けることができます。

ただし、専門実践教育訓練の受給資格者が基本手当の給付を受けることができる期間は、教育訓練支援給付金は支給されません。基本手当の支給が終了したあとは給付を受けることができます。

<ご注意>

教育訓練支援給付金は、実際に専門実践教育訓練の講座を受講していないと支給されません。

このため原則欠席をした日は教育訓練支援給付金は支給されません。また、欠席が多く、ある2か月の出席率が8割未満になった場合、以後一切教育訓練支援給付金は支給されません。

また、講座をやめてしまったり、成績不良や休学等のため、各講座ごとに定められた訓練期間中に修了する見込みがなくなった場合は、教育訓練支援給付金が支給されなくなります。

<雇用保険基本手当受給者の方はご注意ください>

基本手当の給付を受けられる期間とは、実際に基本手当の支給を受けたかどうかにかかわらず、基本手当の受給期間内で、基本手当の残日数の範囲内であれば、教育訓練支援給付金は基本手当を受けることができる期間であるため給付されません。

基本手当の手続きを取っていない場合でも、受給資格がある場合には離職した日の翌日から1年間は教育訓練支援給付金は支給されません。また、基本手当の待期の期間や給付制限の期間も教育訓練支援給付金は給付されません。

6. 専門実践教育訓練の「教育訓練支援給付金」の支給申請手続

教育訓練支援給付金を受給するためには、原則本人の住所を管轄するハローワークへ、ハローワークなどで配布する『教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票』を本人が提出します。

(支給を受けるための支給申請は、別途手続きが必要)

この手続きは、専門実践教育訓練の教育訓練給付金と同様に、**受講開始日の1か月前まで**※に行う必要があります。

教育訓練支援給付金は専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給できる方でなければ給付を受けられないので、専門実践教育訓練の教育訓練給付金の手続きと同時かそれより後に手続きを行ってください。

※受講開始日の1か月前までの日(以下「提出期限日」という。)に一般被保険者であった場合(在職中)、提出期限日後であって受講開始日前に、一般被保険者でなくなった場合、一般被保険者でなくなった日の翌日から1か月以内に行ってください。

<提出書類>

- ①教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票 (ハローワークなどで配布)
- ②離職票(基本手当の受給資格決定を受けている場合は雇用保険受給資格者証)
- ③基本手当の受給期間延長手続きを取っている場合、受給期間延長通知書
- ④本人・住所確認書類として、運転免許証、住民基本台帳カード(写真付き)、マイナンバーカード
[これらをお持ちでない方は、次の(1)~(3)のうち、異なる2種をお持ちください(コピー不可)。
(1)住民票記載事項証明書(または住民票の写し・印鑑証明書)(2)国民健康保険証(健康保険被保険者証)
(3)官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書(本人の写真付き)]
- ⑤専門実践教育訓練の教育訓練給付金の手続きを先に行っている場合、教育訓練給付金の受給資格者証(「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」)

<教育訓練支援給付金の申請者と教育訓練支援給付金の支給申請先>

教育訓練支援給付金の支給申請手続は、専門実践教育訓練を受講した本人が受講中及び受講終了後、本人の住居を管轄するハローワークに対して、下記の書類を提出することによって行います。

<支給申請の提出書類>

- ①教育訓練支援給付金の受給資格者証(「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」)
(受講開始前の手続き後にハローワークから交付)
- ②教育訓練支援給付金受講証明書
(指定教育訓練実施者が用紙を配布。指定教育訓練実施者の証明を受け要提出)
- ③基本手当の受給資格決定をしている場合、雇用保険受給資格者証

<支給申請の時期>

教育訓練支援給付金を受けるには、原則として2か月に1回の教育訓練支援給付金の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。